

日蓮教団における法難の問題

上 田 本 昌

(身延山短期大学)

一

中世鎌倉時代に興った新仏教の祖師の中で、日蓮聖人ほど徹底して数多くの法難に値った人は、他にその例を見る
ことが困難であろう。「二十余年が間此法門を申すに、日々月々年々に難かさなる。少々の難はかずしらず。大事の
難四度なり(一)。」と日蓮聖人自身が述べている如く、鎌倉・伊豆・小松原・竜口・佐渡と、聖人の行く処、常に大小
の法難が待ち構えており、いつ身命に及ぶかもしれないと言う波乱に満ちた生涯であり、いつも死と隣り合せた受難
の祖師であったと言えよう。

「中世」と言う激動する時代の中で、政治権力者からの弾圧に屈せず、他宗徒の根強い迫害に抗しつつ、自己の信
仰・信念を貫き通し、「我不愛身命、但惜無上道(二)」の法華経の精神に生きた者にとって、これは必然の結果であっ
たと言うこともできようが、実はこの「法難に値ったこと」が聖人の宗教上に、特に大きな意義を持ったものとし

て、転生への礎となつていたのである（③）。

即ち、日蓮聖人は、建長五年（一二五三）四月に「安房の国東条の郡に於て此の正法を弘通し始めたり。随て地頭、敵となる（④）」とある如く、立教開宗の当初より、「日本六十六箇国嶋二の中に、一日片時も何れの所にすむべきやうもなし（⑤）」と言う状態の連続であり、へまさに値難の人々であつた。しかし聖人は法難に値う毎に、末法の導師たる「法華經の行者」としての使命を深め、「忍難弘經」することによつて、「仏使」としての自覺を高めていたのである。

いつの時代であっても、新しく「法を弘める者」に対しては、大なり小なりの迫害は必ずつきものであると言つてもよからうが、聖人の場合は、殊にその度合が烈しく大きいものであつた。それはその当時、法華經の真義を知る者は日蓮一人であると言う立場に於て（⑥）、末法に法華經を弘通する者は、必ず大小の法難に値うであろうとする仏の予言（⑦）を承知の上で、敢て身命をかえりみず、迫害苦難の道を選び、もつてへ本化仏使（⑧）としての使命を果そうとしたからにはかならない。

この法難の連続とも言うべき生涯を送りながら、少しもそれを恐れず、悲しまず、嘆かずに、むしろ受難の度毎に信力を増し、ますます積極的な弘經活動に専念していったのである。その上更らに、法難に値うことによつて、「法華經行者」としての資格を備えることができるものと考え、勸持品に示された「三類の強敵」による法難を、「大に悦ばし」とも「あら嬉しや」とも述べ（⑨）、喜悅の念をもつて甘受しているものであり、ここに聖人の法難に対する受取り方の特色があると言ふことができる。

こうした聖人に対する迫害の手は、やがて聖人滅後の教団に対しても、そのまま引き継がれ、幾多の宗門史上に残

る大きな法難を経験していくことになるのである。即ち日蓮教団における法難の問題は、

①聖人自身にとって当身の問題たる「仏使」としての資格を備え、自覚を深めていくためにも、

②また、法華経の文を実際に色読体験して、経文に自身の血をかよわせていく上からも、

③更に又末法に法華経を弘めようとする者が、必ず経験しなければならない試練の道として、当然受け止めていかなくてはならない問題であるとするのである。

そこでこれより聖人の法難から始まり、聖人滅後の教団において、法難がどのような影響を与えていったか、またそれが社会的にどのような波紋を描いていったかを、いささか探ってみようとするものである。

二

先ず日蓮聖人自身の法難についてみると、先述の如く立教開宗の当初、東条左衛門景信に向けて第一声を挙げたところ、その怒りに値い追放され、浄顯・義浄の両名の計いによって脱出し、鎌倉へ向ったが、ここで聖人は辻説法を試み、更に「刀杖瓦石」の難に値うことになるのである。

その中でも特に大きな難は、彼の『立正安国論』を幕府に提出し、滅亡に瀕していた国土を救い、天変地天によって不安と恐怖に沈み切って、厭世主義に傾いていた人々に、「活きる力」を与えようとされた日から数えて、四十日目に当る文応元年八月廿七日、鎌倉松葉が谷の草庵に火が放たれ、焼打ちの難に値っているのである。後年にこの法難のことを次のように追懐している。

「先づ大地震に付て去る正嘉元年に書を一卷注したりしを、故最明寺の入道に奉る。御尋ねもなく御用ひもなかりし

かば、国主の御用ひなき法師なればあやまちたりとも科あらじとやおもひけん。念仏者並に檀那等、又さるべき人々も同意したるとぞ聞へし。夜中に日蓮が小庵に数千人押し寄せて殺害せんとせしかども、いかんがしたりけん、其の夜の害もまぬがれぬ。然れども心を合せたる事なれば、寄せたる者も科なくて、大事の政道を破る。乃至、御式目をも破らるる歟（9）。」と言うのである。これは明らかに「日蓮を殺害せん」とする目的で、「さるべき人々」の同意をえた上でおこなわれた暴動であり、本来ならば重く処罰されるべきはずの人々が、「心を合せたる事」によって、詮義もされていない。即ちこの事件の裏にある政治的な黒い動きを、鋭く見ぬいていたことが知れよう。

従って、九死に一生を得た聖人が、一時難を下総若宮方面にのがれ、富木・太田・曾谷・秋元等の有力信徒の協力をえて、教線を拡張し、再び鎌倉へ戻るや、直に「日蓮が生きたる不思議なりとて伊豆の国へ流しぬ」と言う第二の法難を用意したのである。これは幕府が貞永年間に制定した五十一箇条からなる「御成敗式目」を、自らの手で破る暴挙であった¹⁰。伊豆に流された聖人は、ここでも船守弥三郎夫妻の外護を受け、やがて地頭の伊東八郎左衛門尉朝高（一説には祐光）一門の帰依を見るに至った。このとき朝高は「海中いろいろづの中より出現の仏体」を聖人に贈っているが、この仏体は立像の釈迦仏であり、八隨身仏として常に奉持されるに至ったものである。

聖人は更に三年後の文永元年（一二六四）十一月十一日に、安房の国の小松原に於て、地頭の東条景信を中心とする一隊に襲れ、弟子と信者に初の殉教者を出し、聖人自身も、眉間に刀疵を負うと言う大きな事件に値い、文永八年（一二七〇）九月十二日には、「当身の大事」とも言うべき彼の八龍口法難Ⅴ及び八佐渡流罪Ⅴの最も大きな法難を経験されることになったのである。斬罪を免れたあと、佐渡へわたった聖人は、阿仏房によって殺害されようとするが、これを逆に教化し、その女房も一緒に、最も熱烈な法華の徒たらしめるに至ったのである。

即ち、こうした九死に一生を得る三障四魔の大難に値う毎に、聖人は逆くに法華の信徒同門を増やし、益々「法華經の行者」として、又「仏使」としての自覚を益々高め、確信を深めていったのである。このことは聖人の生涯において、最も特筆注目すべき点であり、思想・教学の面にも大きな影響を与えているのである。「値難」と「仏使」については、法華經勸持品の二十行の偈文によって、関係づけられており、聖人はこれを入行した者として、法華經の「色説」(実践者)たる自覚を、一難毎に凝縮していったのである。

特に「龍の口」を経て佐渡へ向われた聖人は、塚原に於てこの問題をとりあげ、『開目抄』を著している。この書の中で聖人は、あまりにも迫害され続けたことによって、門下の中にも疑問を持ち始める者が出たので、これに対する解答と、「法華經の行者」たる資格を究明している。即ち末法における「弘經」と「値難」とは、勸持品の文から見ると、切り離すことのできない問題としてクローズ・アップされて来る。仏の予言によれば、法を弘める者は必ず迫害にあい、法難にあうことが示されているのであって、その値難が即ち「仏説に当る」ことになるのであり、それがそのまま仏の予言を助けることにつながるものとするのである。

「恐怖惡世中 我等当広説 有諸無智人 惡口罵詈等 及加刀杖者 我等皆当忍(乃至)惡口而鬻噉 数々見擯出 遠離於塔寺」(12)

と言うさまざまな法難に一つ一つあうことにより、法華經を「如説修行」したことになるのであって、そこに「持經者」として又「弘經者」としての自覚を深め、仏の予言と自身の体験とが一致することによって、「仏使」としての条件を具備したものである。

従って、法難に値うことは肉体的には苦しくつらいことであつたが、その反面精神的には、前述の如く大いに悦ば

しいこととして、法悦を感じ益々堅固な法華信仰をすすめていったのである。即ち「仏の予言」を「実説化」するところに、生き甲斐を感じていった。

「数々見擯出等云云、日蓮法華経のゆへに度々ながされずば数々の二字いかんがせん。此の二字は天台伝教もいまだよみ給はず。況や余人をや。末法の始のしるし、恐怖悪世中の金言のあふゆへに、但日蓮一人これをよめり。

当世法華の三類の強敵なくば誰か仏説を信受せん。日蓮なくば誰をか法華経の行者として仏語をたすけん。

经文に我が身普合せり。御勘気を蒙ればいよいよ悦びをますべし¹⁹。」

龍の口の死刑に代って、佐渡へ流刑となった聖人の生活は、苛酷なものであったが、その時点で「仏使」としての認識を一層明確なものとしていった。一方において「流人日蓮」としての配流の身に甘んじ、佐渡の配所に在って、その境遇に逆らず、一介の流人僧としての苦痛にも堪えながら、又一方においては、仏語を助ける末法の導師として、「当世日本国に第一に富める者は日蓮なるべし¹⁴。」との自負心を持ち、「人悉帰悪・善神捨国」の日本を救うために、「柱となり眼目となり大船となる」との使命に燃え、更に「日本国の諸人にしたし父母」となって、科せられた使命達成への努力を傾けていった。

即ち聖人は、法華経の行者として題目を弘めたことにより、幕府及び他教徒によって、あたかも極悪重罪犯人の如くに、鎌倉を追われ杖木瓦石に送られて、法難の集中する身となったが、又反面その法難によって宗教的精神面を濃厚なものとし、更に弘経の行動範囲を拡大していったことになると考えられるのである。

聖人の宗教にとってこのように法難が、最も大きな力となって深い影響を与えているところが、わかるのであるが、

これは聖人滅後の教団に於ても、そのままに反映されていつているのである。

三

日蓮聖人自身に関する法難の問題については、ほぼ上述の通りであるが、聖人を中心とするその門下教団に対して、法難の手は厳しくのびていった。すでに先きの小松原法難に於ても、弟子・信徒の間に多くの死傷者を出す迫害にあっているが、弘安二年九月に駿河の熱原で起った百姓神四郎等を中心とする法難も、その一例といえよう。

即ち「熱原法難」と言われているのであるが、これは建治元年に六老僧の中の日興・日持等の諸師が中心となつて、熱原や岩本地方に教線を張り、滝泉寺や実相寺の僧徒が帰伏入信したことに端を発し、両寺の訴えによって、平頼綱は神四郎等二十人を捕えた。これは新しい教えが弘まて行こうとする場合、他の教団との接触により、新しい教団に関係している人々が、さげることのできない道として、一度は通らねばならぬ宿命であつたと言えよう。

神四郎を始めとして弟の弥五郎と弥次郎の三名は、厳しい拷問にかけられたあと、逐いに斬罪に処せられた。いづれも熱烈な法華信仰の徒として、他教団の教線をおびやかし、批判したと言う罪によるものであつたが、幕府はその激しい信徒らの団詰と、周囲の情況から、残りの十七人については斬首を赦免して釈放した。神四郎兄弟は聖人が身延へ入山された直後頃、死身弘経の意気に燃え、勇猛堅信な信徒として、富士の山麓における伝道に協力していった。

こうして日蓮教団は、その初期から宗祖を始めとして、多くの門弟・僧俗に対し、次第に法難の手が、厳しく広がつていったのである。もちろんたび重なる法難に堪えがたく、法華信仰の線列から脱落して行く者や、他教団や為政者からの脅迫によって動揺する者も何人か出ていったが、しかし幾多の迫害にもめげず、「正法護持」の信念と、「身

「輕法重」の教訓とにより、「我不愛身命、但惜無上道」の覺悟を固めた僧俗によって、宗祖亡きあとの教団は、逐次伸展されるに至ったのである。

「法を弘めること」の意義を痛感し、日蓮門下としての使命に燃えた人々によって、教団は支えられ、やがて發展興隆期を迎えることとなった。即ち身延・池上・中山・鎌倉等の関東諸寺の教勢が盛んとなり、聖人滅後十二年の永仁元年には、日像によって京都に開教伝道がおこなわれ、これを契機として教団内の各門流が競って関西方面への教線を広げていったのである。

こうして教団の發展は一応順調に進み、戦国時代の天文法難に至るまで、隆昌をたどるのであるが、こうした中にも、一部には常に迫害によって、その犠牲となっていた者も決して少なくなかった。例えば応長元年（一二三二）に、熱原法難の時、活躍した中老僧の越後房日弁は、常陸国に布教をおこない、伊具郡桜村において他宗徒からの迫害を受け、逐いに遷化するに至っている¹⁵。又教団が京都に進山して伝道を開始する先驅となった肥後房日像は、徳治二年（一二三〇）教線が拡充するにつれて、叡山を始めとする諸宗徒の讒奏により、院宣によって土佐流罪の身となり、延慶二年（一二三〇）一旦赦免となったが、その翌年再び紀伊獅子が背に流罪となった。更に十二年後には三度目の京都追放に値うなど、祖師日蓮と同様に教勢が進展する度毎に、石をもって所を追われている。いずれも朝廷の命による流罪であるが、実は政権と結びついた諸宗徒の強い要請によって起った法難と言うべきであろう。日像はこうして前後三回にわたり流罪追放の迫害を受けたが、そうした中であって着々地盤を基き、逐いに京都へ妙顕寺を建立し、法華弘通の勅許を得るまでに至り、建武元年（一二三四）には教団における最初の勅願寺となった¹⁶。

しかし、弘通の勅許を与えたり勅願寺と定めたことが、叡山の衆徒を強く刺激する結果となって、日蓮教団に対す

る憎しみをかうこととなり、応永十八年（一四一一）具覚日明が朝廷から極官に任ぜられたことに端を発して、逐に妙顯寺は破却されてしまっている。

月明は妙顯寺の再興をすべく尽力したが、叡山の衆徒は復興を許さなかった為に、止むなく寺号を妙本寺と改め、再興を計った。ところがこの妙本寺も又破却の難に値い、教団としては度重なる迫害に痛手を受けたが、町衆の根強い外護に支えられて復興を上げていった。これは法難に値う毎に、信徒の護法意識が強まり、団結して法難を乗り越えていくことに法悦を感じるようになっていった現れであり、僧俗一体となって教団の危機を救うべく、「死身弘經」の聖人の教えが、実践されていった結果と言うべきであって、この教団における一つの大きな特徴と言うことができよう。

一方関東に於ては、鎌倉の日蓮教団が、永享八年（一四三六）に管領足利持氏より、まさに取り潰されようとする大きな難に値っているのである。この時も他宗徒が権力者を動かして法令によって迫害を加えようとして来たのであった。管領持氏は鎌倉にある妙本寺や法華寺を始めとして、日蓮法華宗の十六か寺をすべて没収し、信徒のうち侍はその所領を召上げ、庶民は頸を切つて、僧は悉く流罪に処すると言うのであった。

持氏としてはこれを機に、教団を一気に取り潰すつもりであったようであるが、名乗りを挙げる篤信の身命を惜しまぬ僧俗が次ぎ次ぎに現れ、布告の不当を訴えて、まさに八法華一揆の蜂起の寸前に及び、反管領派の勢力がこれに誘発されて、攻勢に転ずることを恐れ、管領では法令による教団取り潰しをあきらめ、おとがめもなく赦免放置と言うことで落着いたのであった¹⁷。この一件を「永享法難」と呼んでいるが、それから三年後、久遠成院日親は將軍義教に対して、『立正治國論』一卷を著し、諫暁をおこなった為に、不快をかって入牢させられるに至った。一年

半にわたって獄舎に在り、更に火で熱した鎧を頭に冠せて、拷問にかけ舌先きを切らすなどの責苦を与えたが、遂に法華信仰を捨てず、義教の死後ようやく赦免となった。

この「鎧冠り日親」の例を見てもわかる如く、幕府の重い責苦にたえつつ、文字通り「不惜身命」の經文を實踐し、数々の法難をのりこえていった法華の僧俗は、又「永享法難」にも見られる如く、一致団結して事に当り、教団が危機に瀕する度毎に、僧俗の結合を深めていったのである。即ち日蓮教団の僧俗は一体となって法難に立ち向い、その一難毎に協力体勢を固めつつ、「法華経を行ずる者」としての使命を深めていくと言う徹底的な優れた特異性を示していったのである。

四

戦国時代に移ると、日蓮教団の動きは更に一層烈しさを増していったが、それにつれて法難も又厳しく大きなものとなっていった。即ち天文五年（一五三六）に京都一条烏丸の観音堂に於て、上総の茂原妙光寺檀徒松本新左衛門久吉が、叡山西塔北尾の華王房と問答を交わしたことに直接の端を発し、叡山の衆徒を中心とする京都・奈良及びその周辺の諸山諸寺が連合して、遂に京都市内における日蓮教団の壊滅・粉砕を計り、七月二十二日から二十七日にかけて、法乱戦斗があり、二十一か寺に及ぶ本山を始め、市内の一般民家にも戦火が延びた。

この事件を「天文法難」と呼んでいるが、この時、摂津梶原の一乗寺普明院日耀、京都法華寺の立正院日将、妙蓮寺塔中大成房の法性院日漢、妙覚寺円頓院日兆等、及び在俗の信者小倉中将公右・卜部兼永等を始め、夥しい数の死傷者を出すに至ったという。これは聖人滅後の教団にとって、最も大きな手痛い法難であった。二十一か寺の本山は

それぞれの末寺に、一時難をのがれたが、市内における日蓮教団は、全滅に近い状態となり、その後六年間にわたり、京都市内での復興帰洛が認められなかった。又伊勢桑名の寿量寺もこれと時を同じくして、他門徒の襲撃に値い、火をかけられ堺へ難を脱れたことが同寺の「寺記」に記されている。

この「天文法難」は、従来の日蓮教団だけが一方的に被害を受けて来た諸法難と異り、相手教団に対しても漸く攻撃の火蓋が切られ、一時は日蓮教団側が優勢に立つ程であったとも伝えられている¹⁸⁾。これは度重なる法難に備えて、自衛のための勢力を教団内部に必然的に保持していかなくてはならなかった結果と見なしえよう。かくして連合した多教団と一教団との衝突は、市民に対しても又多くの犠牲を強いる結果となっていたのである。「この戦火によって京都の大半は灰燼となり、幾多の生命・財産が失われた¹⁹⁾」と伝えられている点から見て、この法難は最早や仏教々団内部の事件としてではなく、当時の社会に対して大きな影響を与えた大戦乱としての様相を呈し、加担したいずれの教団にとっても、甚だ不本意な結果を見ることになってしまった。

次に織田信長が天下統一を計り、政權を握った八安土桃山時代Ⅴに入ると、信長の強い気性により、目的達成のためにはいかなる障害も排除してしまおうとする手段によって、一向一揆による根強い抗争に手をやいたこともあり、仏教々団の勢力を弱体化してしまおうとする意図を持っていたようである。そのためには仏教各教団を一気に弱体化することは困難であると悟り、仏教教団内部からの対立崩壊をねらっていたものの如くであった。

その頃、安土において浄土宗の僧靈誉玉念らと、日蓮法華宗の頂妙寺日珖・常光院日諦らが問答を行うこととなった。信長とすればこれを機に、安土で勢力を盛んならしめている法華宗の意気を挫くべく、手はずを整えた。天正七年(一五七九)五月法華宗は問答に勝ちながら、謀略に敗れて信長の命により、普伝日門・大脇伝介・建部紹智らは首

を刎ねられ、日珰・日誦らは捕えられて安土の正覚院に幽閉された。

この事件を「安土宗論」と称しているが、表面上は宗論に負けた法華宗が信長によって処罰されたことになっている。しかし実際は権力者による弾圧であり、天下制圧の野望を遂げんとする信長と、法華宗の隆昌を押えんとする浄土宗一派の結びつきによって生じた迫害以外の何にもでもなかったことが、今日明確にされている⁽²⁰⁾。

更に豊臣秀吉の時代には、文禄四年（一五九五）京都東山に於て、大仏千僧供養が催された折り、妙覚寺仏性院日奥はこれに反対して「不受不施」の宗制・信条を堅持した。このため擯出されて所々居を転じたが、慶長四年（一五九九）徳川家康は、大阪城に日奥を召し出し、公命違背の罪により、流罪の言い渡しがあつて対馬に送られた。爾来この不受不施一派は、永く切支丹と共に禁制宗門として、迫害の一途をたどることになったのである。日奥の信仰上における主義と、家康の政治姿勢とでは、互いに全く相容れないところがあり、穩当を欠くものとして苦々しく思われているようである。

慶長十三年（一六〇八）に常樂院日経が、尾張の熱田で浄土宗正覚寺の緯道と宗論を起したのに端を発して起った「慶長法難」では、その翌年に至つて身延の日遠にまで難が及び、日経は京都六条河原において刎刺の刑を受け、弟子の日玄は一命を失うという惨事にまで発展してしまつてゐる。

こうした諸法難は、一応表面上には他教団との布教上に於ける接触によって始められているが、いずれもその背後には為政者の動きがみられており、それだけに単純な宗論・問答では終らず、必ず日蓮教団側にそのつど厳しい迫害が押し寄せて来ている。この点については聖人が受けた法難と全く同様で、法華経勸持品で予言された如く、道門・僭聖・俗衆の三類と王難（為政者）とが、常にからみ合いつつ日蓮聖人とその教団の上に、永く弾圧が与えられてい

た。

右に掲げた法難の他にも、幾多大小の諸法難が日蓮教団の上に、さまざまな影響を与えていたのであるが、就中、不受不施の一派は、八邪宗門Vの名を冠せられ、実に二百十余年間の永きにわたって禁制とされ、為政者からの弾圧を蒙って来たのであった⁽²¹⁾。

こうした日蓮教団の歴史は、即ち法難の歴史であったと言って、敢て過言ではなからう。聖人は自ら『開目抄』の中で、法華経を弘むる自身の上に、「三障四魔必競起るべしと知ぬ⁽²²⁾」と述べ、更に「仏語むなしからされば三類の怨敵すでに国中に充滿せり。」とも述べている。しかしこの受難を覚悟しての弘通を実践し、又門下へも奨励されているのであるが、その反面には必ず法華経守護の諸天による守護のあることの確信を同時に持っていたのである。「法華経の諸仏・菩薩・十羅刹、日蓮を守護し給ふ」のみならず「七宗の諸尊・守護の善神、日蓮を守護し給ふべし⁽²³⁾。」と言う諸天の守護により、法華弘通の目的が遂げられるものとみている。

即ち、仏に成るためには生命を捨つる程の覚悟「不惜身命」の信⁽²⁴⁾を必要とするのであって、その信に生きる者を諸天が守護し衛護していくとするのである。受難の教団とも言うべき日蓮教団ではこうした聖人の信念に基き、一難毎に結団を堅め、迫害のつど「我不愛身命」の信を深めていったことになるのであり、今日の教団が在るのは、そのたまものと言うべきであらう。

(1) 開目抄 (昭和定本日蓮聖人遺文五五七)

(2) 法華経勸持品(大正蔵九一―一三六)

(3) 内村鑑三著「代表的日本人」（岩波文庫一六八）には、「如何なる人も日本に於てこれ以上の讒謗を積み重ねられた者はない。」と述べ、「日本人として最も勇敢なる日本人」と評している。又矢内原忠雄著「余の尊敬する人物」（岩波新書）にも日蓮のことを「真理によって国を愛し、真理の敵に向つて強く「否」（ノウ）と言うことの出来た人」（一一七）と記している。

(4) 新尼御前御返事（昭定八六八）

(5) 報恩抄（昭定一二三七）

(6) 開目抄（昭定五五六）

(7) 法華經の勸持品には、仏滅後この法を説く者に、種々の大難が生起することが示されている。（大正九一一一三六）

(8) 開目抄に「御勘氣を蒙ればいよいよ悦びをますべし。」（五六〇）如説修行鈔・諸法実相抄等その他の祖書に見られる。

(9) 下山御消息（昭定一三三〇）

(10) 破良観等御書（一二八六）によると、「日蓮其難（松葉谷法難）を脱れしかば、両国の吏（執権長時と連署政村の二人）心をあ

わせた事なれば殺されぬをとがにして伊豆の国へながされぬ。」とあり、為政者による弾圧であることが明確である。

(11) 拙論「日蓮聖人に於ける仏使の自覚」（印度学仏教学研究一七ノ一）参照

(12) 法華經勸持品（大正藏九一一一三六）

(13) 開目抄（昭定五六〇）

(14) 同（昭定五八九）

(15) 日蓮教団全史上（立正大学日蓮教学研究編）一〇一

(16) 同（同）一〇八以下参照

(17) 同（同）二五四以下参照

(18) 同（同）三六三

(19) 同（同）三六三

(20) 同（同）四七〇

(21) 不受不施派の源流と展開（宮崎英修著）四三四

(22) 開目抄（昭定）五五七

(23)

同

(同)五八一

(24)

拙論「仏教における信の問題」(日本仏教学会編)の「日蓮聖人の信について」二四一参照

